

質問書・契約書についてお願い

1. 質問書の提出について

- (1) 質問書の提出については、任意様式により F A X（持参可）でお願いします。

提出先：桐生土木事務所 総務係

F A X：0 2 7 7－5 2－2 9 0 4

- (2) 質問書の回答は、入札システムにて公開します。

2. 契約書作成について（落札された業者の方へ）

契約締結日は、指示がない限り、落札決定日。

着工日（工期の始まり）は、指示がない限り、契約締結日の翌日。

以上となっていますが、必ず確認してから、契約書を作成してください。

発注者欄は記入不要です。（発注者が記載します）

※開札日以降は設計図書等の閲覧ができませんので、事前に必ずダウンロードしておいてください。

◆契約書に添付する、約款・設計書（1次単価表を含む）・施行条件の明示・特記事項等は、エコの推進（紙の使用料削減）のため、以下のとおりご協力ください。

- ①設計書（1次単価表を含む）については、「契約書添付用」の1次単価表までの設計書を使用し、縮小印刷、両面印刷してください。

※「見積参考資料」は契約書には添付しないでください。

- ②約款については、両面印刷して使用してください。添付の約款、もしくは群馬県ホームページから印刷していただいてもどちらでも構いません。なお、条文の加入削除等の訂正については、該当するページの上余白に記入し、押印してください。

- ③施工条件の明示、特記事項その他添付する書類はできる限り両面印刷でお願いします。

- ④図面・数量計算書は添付不要です。

- ⑤「ぐんま電子納品システム」対照案件については、契約時に「契約担当者届出書」の提出をお願いします。

3. 契約作成の手引き等の関係様式について

関係する様式等については、群馬県ホームページの「群馬県発注の建設工事等に係る様式集等」

(<http://www.pref.gunma.jp/06/h0910005.html>)

4. 群馬県県土整備部基準通知システムについて

公共事業の品質を保持するため、県基準の円滑で確実な伝達を行うことを目的とし、群馬県県土整備部が提供する情報をインターネットにより無償にて配信していますので、ご利用ください。

<http://www.dobokunews.pref.gunma.jp/>